

あさくら苑デイサービスセンター 利用料金表

介護保険給付対象となるサービス利用料金

【令和3年4月1日現在】

◆ サービス利用料金（1回あたり）【7～8時間】

（単位：介護報酬単位）

項目 / 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
イ) 通常規模型 通所介護費(7～8h)	655	773	896	1,018	1,142
ロ) 入浴介助加算 【入浴をした時】	40	40	40	40	40
ハ) 中重度ケア体制加算	45	45	45	45	45
ニ) 個別機能訓練加算 Iロ【実施者のみ】	85	85	85	85	85
ホ) サービス提供体制加算 II	22	22	22	22	22
① イ)+ロ)+ハ)+ニ)+ホ) 小計	844	965	1,088	1,210	1,334
ト) 介護職員処遇改善加算 I ①×5.9%	50	57	64	71	79
チ) 介護職員等特定処遇改善加算 I ①×1.2%	10	12	13	15	16
a) 介護保険給付対象合計 ①+ト+チ)	904	1,034	1,165	1,296	1,429
地域区分換算額 a)×10.14	9,167円	10,485円	11,813円	13,141円	14,449円
A 介護保険 自己負担額(1割負担の方)	937円	1,065円	1,197円	1,329円	1,445円
A 介護保険 自己負担額(2割負担の方)	1,874円	2,130円	2,393円	2,657円	2,890円
A 介護保険 自己負担額(3割負担の方)	2,811円	3,195円	3,590円	3,985円	4,335円

※個別機能訓練加算 I は基本的にロで算定し、機能訓練指導員がイの要件に加えて1名配置できない日に関してはイでの算定となります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。

※感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算

感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合、3ヶ月間は基本報酬の3%が加算されます。

◆ 7時間未満のご利用の場合（1時間ご利用毎に基本単位が変わります）

（単位：介護報酬単位）

項目 / 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
イ) 通常規模型 通所介護費(6～7h)	581	686	792	897	1,003
イ) 通常規模型 通所介護費(5～6h)	567	670	773	876	979
イ) 通常規模型 通所介護費(4～5h)	386	442	500	557	614
イ) 通常規模型 通所介護費(3～4h)	368	421	477	530	585

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金： 昼食費 450 円 おやつ代 100 円

☆昼食・おやつ（間食）のキャンセルは原則前日までにお知らせ下さい。当日 8:00 を過ぎた場合のキャンセルについては、費用をご負担頂きます。

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金： 材料代等の実費をいただきます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代等実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。